

# 福岡県公報

平成29年8月22日  
第3919号

## 目次

### 告示(第548号・第549号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課) …………… 1
<b>公 告</b>	
○競争入札参加者の資格等	(建築指導課) …………… 2
○一般競争入札の実施	(建築指導課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 5

## 告 示

福岡県告示第548号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
糸島市川原字山神978の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇山神978の1(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第549号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

種類	題名	図書番号等	発行所	指定理由
----	----	-------	-----	------

図書	1	実話時代9月号	雑誌15183-09	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある
図書	2	実話ドキュメント外伝	ISBN978-4-89212-239-2	インテルフィン	

## 公 告

### 公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年8月22日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、電気通信工事

#### 2 競争入札参加者の資格

次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）
- (4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義

務を履行していないもの

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- (5) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
  - (6) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成29年5月1日から平成30年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

#### (1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。

なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、開札時まで審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

#### (2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

#### (3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

- ア 平成29年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」
  - イ 平成27年10月1日から平成28年9月30日までを審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (4) 提出書類の販売場所  
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）
- (5) 提出書類の作成に使用する言語等  
申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

- 4 資格審査申請に対する問合せ先  
福岡県建築都市部建築指導課建設係  
電話 092-643-3719

### 公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 電気通信工事

- 1 工事名  
福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備工事
- 2 施工場所  
福岡市博多区東公園7番7号福岡県庁 ほか205箇所
- 3 予定工期  
平成29年度から平成31年度まで
- 4 工事概要  
整備対象172箇所（195施設）  
光回線設備整備工事 1式  
地上無線設備整備工事 1式  
衛星無線設備整備工事 1式  
撤去34箇所  
既存設備撤去工事 1式
- 5 入札を行う時期  
平成29年度 第3・四半期
- 6 工事の概要に関する問合せ先  
福岡県総務部防災危機管理局防災企画課  
電話 092-643-114

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市河東字福崎1366番1及び1366番3から1366番11まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市自由ヶ丘五丁目39番地56  
有限会社オクムラ  
取締役 奥村 由加利

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字毛後寺2672番1及び2672番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡粕屋町大字阿恵304番地  
田郷 政子

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
八女市国武字篠原637番1、655番1及び700番19
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
八女市鶴池477番地1  
株式会社アグリス  
代表取締役 中村 裕之

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 福岡プラザ
  - (2) 所在地 糟屋郡久山町大字久原3256、3242他
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
地区計画の内容を遵守すること。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成29年8月4日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ドン・キホーテ八女店
  - (2) 所在地 八女市大字納楚652 外
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ドン・キホーテ	午前7時00分～ 午後7時00分	24時間

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分～午後7時30分	24時間

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成29年8月2日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ゆめマート新宮
  - (2) 所在地 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目 18-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他2社	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年8月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめモール柳川

(2) 所在地 柳川市柳川駅前東部土地区画整理事業区域内37街区4画地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他12社	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他14社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年8月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマートうきは

(2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他6社	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他4社